

静岡県告示第404号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
狩野川漁業協同組合 伊豆の国市大仁901
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年5月23日

別表

改正前					改正後				
(漁具、漁法の制限)					(漁具、漁法の制限)				
第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア 魚種	イ 遊漁 の方法	ウ 統数又は 規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 遊漁 の方法	ウ 統数又は 規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ 漁業	(略)				あ ゆ 漁業	(略)			
	ルア一釣	掛針はイカリ針1段又はチラシ2本のいずれか	黄瀬川鮎壺の滝から狩野川本流合流点までの区間 <u>(追加)</u>	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで		ルア一釣	掛針はイカリ針1段又はチラシ2本のいずれか	黄瀬川鮎壺の滝から狩野川本流合流点までの区間 <u>狩野川神島橋から 狩野川放水路までの区間</u>	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
(略)					(略)				

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。